

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 10月15日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を発表しました。その概要は以下のとおりです。

（1）段階的規制緩和計画の変更点は以下のとおり：

●第4段階（再開初期）へ移行（19日（月）午前5時より）

首都圏州ティル・ティル区、マリア・ピント区、サン・ペドロ区、クラカビ区、ピルケ区、コリナ区

●第3段階（準備期）へ移行（19日（月）午前5時より）

首都圏州サンティアゴ市3区（マイプ区、ロ・エスペホ区、サン・ホアキン区）レンカ区、パイネ区、メリピージャ区、サン・ベルナルド区、エル・モンテ区、アントファガスタ州カラマ市、コキンボ州コキンボ市、ラ・セレナ市、オバリェ市、バルパライソ州サン・アントニオ市、リベルタドル・ヘネラル・ベルナルド・オヒギンス州サンタ・クルス市、ロス・リオス州パンギプジ市

●第2段階（移行期）へ移行（19日（月）午前5時より）

マウレ州モリナ市、ロンガビ市、ビオビオ州ウアルペン市、タルカウアノ市、コンセプシオン市、ペンコ市、サン・ペドロ・デ・ラ・パス市、チグアヤンテ市

●第2段階（移行期）へ後退（17日（土）午前5時より）

ロス・リオス州サン・ホセ・デ・マリキナ市、ロス・ラゴス市、ラ・ウニオン市、ビオビオ州サン・ロセンド市、カブレロ市、ラハ市、ユンベル市、アラウカニア州ペルケンコ市、フレイレ市、ビルクン市

●第1段階（義務的自宅待機）へ後退（17日（土）午前5時より）

ビオビオ州カニャテ市、アラウカニア州ガルバリノ市、レナイコ市、ロス・ラゴス州チョンキ市、プランケ市

（2）10月25日の国民投票に際する移動について

現在発令中の規制措置は25日当日も適用されるが、投票の権利を持つ者は、規制措置の段階を問わず、身分証明証(Cedula de identidad)の携帯をもって投票に行くことが可能。他方、投票に行くために州を移動する必要がある者は州間移動許可証の取得及び、選挙管理委員会により指定された投票場所、身分証明証が必要となる。

2 10月15日時点で、チリ国内では486,496名（死亡者13,434名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的

自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

- ・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

- ・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

- ・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html